

蒲 契 第 77 号
令和6年10月18日

建設業者関係者 様

契約検査課長

建設工事の積算に有価物売却費がある場合の最低制限価格の取り扱いについて（お知らせ）

建設工事の積算に有価物売却費（控除額として計上されるもの 以下同様。）がある場合の最低制限価格について、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

1 対象とする入札

有価物売却費を直接工事費、共通仮設費、現場管理費、又は一般管理費等の各費用の中に計上せず、これら4つの費用とは別に計上した有価物売却費がある建設工事の入札。

2 取扱い

- (1) 蒲郡市建設工事に係る最低制限価格制度実施要領第3条第2項の(1)から(4)の合計額から有価物売却費を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を最低制限価格とする。
- (2) 上記(1)の控除後の額は、蒲郡市建設工事に係る最低制限価格制度実施要領第1号のただし書きの規定を準用するものとする。